

令和6年5月9日

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属 城井崇

立憲民主党の城井崇です。わたくしは会派を代表し、ただいま議題となりました、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律案について、こども政策担当大臣に質問いたします。

本題に入る前に、今、大問題になっております、水俣病患者の方々との懇談でのマイク打ち切り問題について、伊藤環境大臣に質問します。

自公政権は「人の意見を素直に受け止める」姿勢が全く不十分です。

実際に、今月1日、熊本県水俣市で伊藤環境大臣と懇談した水俣病の患者団体などの発言が、環境省の職員に遮られたあとマイクの音を切られる事件が起きました。

明らかに「被害者たちの言論を封殺する許されざる暴挙」です。

昨日、伊藤環境大臣は水俣を訪問し、患者団体の方にお詫びをし、話を聞かれたとのことですが、短時間ではなく、再度、水俣を訪問し、十分な時間を取り、患者団体の方々からヒアリングをし、意見交換をすべきではないですか。

また、なぜマイクの音が切られ、会議が紛糾したその場で伊藤環境大臣自らがお詫びをし、引き続きじっくり話を聞かなかったのですか。マイクの音が切られていたことに気がつかなかったという言い訳は、信じがたい。

なぜ、お詫びが昨日、つまり一週間も後になったのですか。当日の意見交換の後、新幹線に乗って移動されたそうですが、その後どのような公務があり、意見交換を切り上げて急いでおられたのですか。

事務次官を厳重注意したとのことですが、部下の責任にするのではなく、最も責任が重いのは、大臣、あなた自身ではないですか。伊藤環境大臣、お答えください。

それでは本題に入ります。立憲民主党は、先の第 204 国会における「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案」の審議にあたり、子どもたちを性犯罪被害から守るための基本的考え方を取りまとめました。第一に、子どもに関わる全ての職種を対象として対策を行うこと。第二に、再犯防止の観点から、過去に子どもに対するわいせつ行為をした者を、原則として二度と子どもに関わる職につかせないようにすること。これが私たちの基本的な考えであります。

さらに、子どもと過ごす時間の長い職種に対して子どもへの性犯罪歴等の情報管理を行い、不適格者でないことを証明した上で採用するよう求める「日本版 DBS 制度」を検討すべきであるとして、その趣旨を法案の附帯決議にも盛り込みました。

また旧ジャニーズ事務所の元社長による所属タレントへの性加害問題について、国会においても再発防止や被害者への救済策に取り組んできました。昨年 5 月には、地位を悪用した性加害の未然防止や早期発見を行う「地位利用第三者児童虐待防止法案」を衆議院に提出しましたが、与党は我々の提案を拒否しました。

子どもを守り育てる立場にある大人によるわいせつ行為は、決して許されません。政府提出法案は、立憲民主党が求めてきた「日本版 DBS 制度」を創設するものですが、子どもたちを真の意味で性犯罪から守れるかという点で、懸念もあります。

まず、日本版 DBS の制度設計について伺います。

第一に、本法案を議論する大前提となる認識についてです。子どもの権利条約の理念にのっとり、子どもたちの保護、安全を第一にする仕組みとして、最優先で性犯罪等から「子どもたちを守る」こと、子どもに対する性犯罪等を行った教職員や保育士等子どもに関わる仕事を行っていた人を原則として二度と子どもに関わる職種につかせないことが重要です。一方、犯罪歴という本来は厳重に秘匿すべき情報を、子どもの安全という重大な行為のために例外的に利用を許すという制度を作る際には、現場がそれを適切に管理しなければならないのは当然です。「職業選択の自由」や「プライバシー」という重要な憲法的

価値に関わる制度を作り運用するということへの自覚を、立法する我々国会も政府も事業者等も持つ必要があります。こども政策担当大臣の認識を確認させていただきます。

第二に、プライバシー保護について伺います。日本版 DBS 制度は、性犯罪歴等の情報を本人以外の者に提供する仕組みであり、当然プライバシーの問題をはらみます。昭和 56 年 4 月 14 日の前科照会事件の最高裁判決は、「前科及び犯罪経歴(中略)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」とし、その取扱いには「格別の慎重さが要求される」と指摘しています。個人情報保護法も 2 条 3 項で、「犯罪の経歴」や「犯罪により害を被った事実」については、「要配慮個人情報」と位置づけています。さらに、性犯罪歴等の漏えいには被害者が推測される危険もあることから、性犯罪歴等の取扱いは、被害者のためにも極めて慎重になされなければなりません。日本版 DBS 制度におけるプライバシーの保護について、どのように過去の判例や個人情報保護法など既存の法律を踏まえて制度設計されていますか。

第三に、誰が日本版 DBS から性犯罪歴等を取得すべきか、という問題もあります。犯罪事実確認書を本人が取得し事業者に提出する方法(本人提出型)と、対象事業者が国に照会する方法(事業者照会型)が考えられます。本法律案では、事業者照会型が採用されました。本人提出型の方が、プライバシー・リスクの観点からは、自己情報コントロールをより容易に行いうると考えられますが、本人提出型ではなく事業者照会型とした理由を具体的にお答えください。

第四に、対象事業者での情報管理の徹底と性犯罪防止策の実施について伺います。情報管理の徹底を義務づけつつ、採用時の性犯罪歴等の確認や確認の結果を踏まえた性犯罪防止策の実施を事業者に求めることは、實際上可能でしょうか。学校教育法や児童福祉法上の認可を必要とする学校や児童福祉施設であれば、こうした義務づけは可能だと考えます。しかし、民間教育保育等事業者等では、監督以前に事業の把握さえ困難な場合もあります。本法案では、学校等以外の民間教育保育等事業者に対して、内閣総理大臣が、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について認

定・公表するとされています。この「学校設置者等が講ずべき措置と同等のもの」とは具体的に何ですか。

第五に、性犯罪歴等の回答方法について伺います。過去の判例である前科照会判決は、前科回答が許される場合でも「犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告」することには否定的でした。

対象事業者に提供する犯罪事実確認書の内容構成について具体的にどうするのか、お答えください。

合わせて日本版 DBS のデータベースにはどのような性犯罪等に関わる情報が何年間載せられるか、その理由も確認させてください。服役した拘禁刑で刑の執行終了等から 20 年、執行猶予判決を受け猶予期間満了した拘禁刑で裁判確定日から 10 年、罰金で刑の執行終了等から 10 年とした理由について、こども政策担当大臣から具体的にご説明ください。また政府案では、犯歴について、禁錮刑以上なら執行終了後 10 年、罰金刑以下なら 5 年の間に再び刑を科されなければ刑の言い渡しが効力を失う「刑の消滅」という刑法の規定を上回って照会できるようにされますが、その根拠は曖昧です。この根拠についても具体的にお示しください。

第六に、日本版 DBS の対象外のケースの扱いです。「示談で不起訴」や「起訴猶予」のケースを対象外とすると、再犯率が高い子どもへの性犯罪を本当に防ぎきれるか疑問が残ります。どのように対策する考えですか。

第七に、対象となる事業者の範囲についてです。子どもと接する職種は幅広くあります。塾講師やベビーシッター、スポーツクラブ、タレント養成所、テーマパークのスタッフなど様々な職種が想定されますが、民間教育保育等事業者にどのような事業者が含まれるか、具体的にお示しください。また、旧ジャニーズ事務所の元社長のように、事業者トップの地位の特権性を利用して子どもへの性暴力を行う者に本法案が対応できるのか、規模の小さい事業者への対応も含め、説明してください。

第八に、児童対象性暴力の「おそれあり」の場合の措置についてです。「おそれあり」の場合に措置をとることについて、本法案ではどのような場合に労働者が業務を外れる等の措置対象とされるのか。基礎となる情報の範囲も判断

基準も法律に示されず不明確です。この「おそれあり」の措置によっては、性犯罪歴がなくても労働者が職場から排除され得るため、客観的基準を法律に示すべきです。ここでとる措置とは具体的にどのような内容か。使用者による濫用や行き過ぎた措置をどのように防ぐか。また児童対象性暴力の「おそれあり」の場合の措置について「ガイドライン」を作成検討するとのこども家庭庁の説明でしたが、具体的にどのような内容になりますか。

続いて、必要な性犯罪の未然防止及び被害者のための対策について伺います。

日本版 DBS の運用をはじめとした再犯防止は重要ですが、9割を占める初犯対策と予防策を徹底すべきことは言うまでもありません。

本法案では教員等に対する研修の実施を定めていますが、研修の具体的内容について、こども政策担当大臣よりお答えください。合わせて空き教室等、学校内等での死角をなくするための人的配置等の拡充と子どもが性犯罪等を認知できるようにするための教育についてもお答えください。

また、被害の拡大防止や未然防止のための、子どもが相談しやすい体制を強化すべきであり、「ワンストップ支援センター」など、被害にあった子どもや家庭への支援体制を強化すべきと考えますが、こども政策担当大臣の見解をお願いします。

性犯罪に至った原因が性嗜好障害だった場合、どのように対応しますか。性嗜好障害はいまだ治療法が確立していない状況です。治療法確立へ国は具体的にどのように取り組む考えか、こども政策担当大臣の認識をお示してください。

性犯罪者が社会復帰するためには、加害者更生プログラムなど加害者更生に向けた取り組みが社会的にも認められる形で確立することが重要です。更生プログラム研究開発など加害者更生に向けた国の具体的な取り組みと今後の見通しについて、こども政策担当大臣の認識を聞かせてください。

質問は以上です。誠実な答弁と充実した審議を求め、私の質問といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。